

# G19 過積載防止対策

初版 平成22年7月

# 過積載防止対策について

## 1 過積載の防止について

### (1) 過積載とは

過積載とは、ダンプ、トラックなどの自動車に定められた重量の限度を超えて貨物を運搬することをいい、次の2つの場合がある。

#### ① 最大積載重量の超過（道路交通法違反）

道路交通法では、道路運送車両法及びその保安基準に定める積載貨物の最大限度を超えて運転してはならないと規定しており、これを超えた場合は道路交通法違反となる。なお、最大積載重量は、車検証に記載されている値であり、ダンプや大型トラックで10 t程度である。

#### ② 車両総重量の超過（道路法違反）

道路を通行できる自動車の総重量の最高限度は、道路法及び車両制限令に定められており、それを超える自動車を通行させた場合は道路法違反となる。なお、最大総重量は、軸距（ホイールベース）に応じて20 tないし25 tとなっており、軸距が短いダンプなどでは20 tである。

### (2) 過積載の状況

過積載は、砂利、鋼材、木材など、比重の重い貨物を運搬する場合に多く、特にダンプの過積載問題が深刻である。ダンプの場合、普通の浅いあおり（荷台の枠）のままでは積載限度は限られているが、荷台を不正改造して適正量の3～4倍も著しい過積載を行っているダンプが見受けられる。

また、生コン車が適正量（車検証記載最大積載量）を超えて運搬する場合や、平ボデー車に鋼材、コンクリートブロック等を積み込む例も多い。

不正改造車の例としては、次のものがある。

#### ① さし枠車

荷台のあおりを高いものに取り替えた車両

#### ② 深ボデー

荷台そのものを深いものに取り替えた車両

#### ③ 産廃車の不正利用

廃プラスチックなどの軽い産業廃棄物用に作られている荷台の深い車両を、土砂や骨材の運搬に使用すること。

### (3) 過積載による問題

#### ① 交通事故の増大

自動車ブレーキ性能や車体の安定性能などは、あくまで適正な貨物の積載を前提として設計されている。このため、積載限度を大幅に超えて自動車を運転すると、ブレーキがきかなくなったり、カーブを曲がりきれなくなるほど、非常に危険な状況となり、交通事故につながるおそれ大きい。

#### ② 道路、橋梁の損傷

道路や橋梁は、法律で設定している最大重量の自動車の通行を前提としてつくられているので、

過積載車両が通行すると、路面のわだち掘れ、橋梁の損傷等、道路構造へ深刻な悪影響を与えるほか、他の自動車の安全走行も妨げられる。

### ③ 環境問題

大型車が過積載状態で走行した場合の騒音や排出ガスは、適正積載の場合と比べると著しく悪化するため、沿道環境や他の自動車へ与える影響が大きい。

## (4) 過積載対策

過積載の防止対策としては、道路交通法、道路法に基づく取締りのほか、公共事業の工事現場における指導などがある。

### ① 道路交通法

道路交通法では、従来から過積載について罰則の規定があったが、平成6年5月から内容が強化された。

○過積載運転によって死亡事故を引き起こした時は、免許停止となる。

○過積載をして1年以内に繰り返したときも同様

○反則金の額が大幅に引き上げられたほか、罰金も引き上げられた。

○過積載運転を要求した場合も罰せられるようになった。

特に、最後の条項は荷主、荷受け人の責任が新たに問われるようになったことを意味している。

### ② 道路法

最大総重量を超えて自動車を通行させた者には罰則の適用がある。なお、これは直接の運転手のほか、使用者及び法人も対象となる。

### ③ 公共工事の現場からの過積載の排除

昭和56年及び61年の関係省庁申し合わせにより、工事用資材の搬入に当たって適正な積載を確保することを設計図書へ明記したり、現場説明で周知したりして、公共工事の現場からの過積載車両の排除に努めている。

また、建設業者に対しては、過積載を行っている業者から土砂、資材の購入を行わないこと、元請業者を通じて下請業者にもその旨の周知徹底を図ることとしている。

## (5) 重機、重量運搬物の通行許可

道路交通法、道路法（車両制限令）で定める重量を超える重機や重量運搬物を運ぶ場合は、事前に出発地の警察署長および通行経路の道路管理者の許可が必要となる。

通行許可は、運搬経路上のすべての橋梁の強度、交差点の幅などを審査するため、2週間程度の余裕をもって申請する必要がある。

なお、許可に当たっては、夜間走行、誘導車などの条件が付されることがあり、また、現場での分解が可能な場合は、許可を受けられないことがある。

また、平成5年11月に車両制限令が改正となり、大型車の総重量が20 tから一部25 tへ引き上げられ、それに伴い、重機、重量運搬物の通行許可手続きも一部変更になった。

なお、全国の橋梁、上空障害などの道路状況は、財団法人日本道路交通情報センター発行の「道路情報便覧」に記載されている。

## 2 過積載による違法運行防止対策の実施要領

### (1) 目的

本要領は、今般の道路交通法の改正に伴い、土木部所管の建設工事現場における過積載による違法運行の防止の一層の徹底を図るために必要な対策を講じ、もって適正かつ円満な工事の実施に資することを目的とする。

### (2) 過積載による違法運行の防止対策として実施する事項

#### ① 設計図書への記載

工事発注時において、特記仕様書に下記記載例により記載する。

〈記載例〉

#### 第1章 総 則

#### 第〇〇条 工事現場管理

○項 請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

#### ② 現場説明の充実

過積載防止に関する指導事項を徹底させるため、現場説明においては過積載に関する事項を読み上げる等、指名業者に対し確実に周知を図るものとする。

#### ③ 請負業者への指導の徹底

##### 1) 施工計画書への記載の確認

現場説明時の指導事項に関する請負業者の対策が、施工計画書に記載されているか確認する。  
なお、記載されていない場合は、記載するよう指導するものとする。

##### 2) 安全協議会等における周知

安全協議会等において、職員（原則として工事担当課長）から、過積載による違法運行の防止の取り組みを促す。なお、近隣の建設事務所等とも連携を図る等、より実効ある周知方策を工夫するものとする。

#### ④ 日常の監督業務における指導

日常の監督業務を通じて、過積載と疑わしい車両を現場において確認したときは直ちに当該請負業者に対し調査のうえ改善するよう指導を行い、期日（概ね2日以内）を設定し、当該期日までに調査及び改善結果を文書で報告させる。この場合、報告を受ける者は原則として監督員とする。

⑤ 建設副産物に係わる再生資源の利用の促進と適切な積算の実施

「再生資源の利用の促進について」（平成3年11月20日付け3監技第203号）に基づき、再生資源の利用及び利用の促進を図ることとしているが、定量積載を推進するため、指定処分等の条件明示及び適正な積算の徹底を図るものとする。

⑥ 現場総点検の実施

日常の監督業務における指導の他、下記により現場総点検を行うものとする。

- 1) 原則として、毎月1回現場総点検を実施するものとする。
- 2) 点検は出来るだけ搬入・搬出の多い時期（時間）に行い、1工事2時間又は20台程度について行うものとする。
- 3) 点検は、原則として監督員が行うものとする。
- 4) 過積載と疑わしい車両及び不表示車を現場において確認した場合は、直ちに当該請負業者に対し調査のうえ改善するよう指導を行い、期日（概ね2日以内）までに調査及び改善結果を文書で報告させる。この場合、報告を受ける者は、原則として監督員が受けるものとする。
- 5) 「産業廃棄物処理専用車」（土砂運搬禁止車）による土砂等の運搬はすべて過積載とみなす。  
※不表示車とは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第4条における表示義務違反車とする。

⑦ 結果の報告

下記について、土木部監理課技術監理室に提出するものとする。

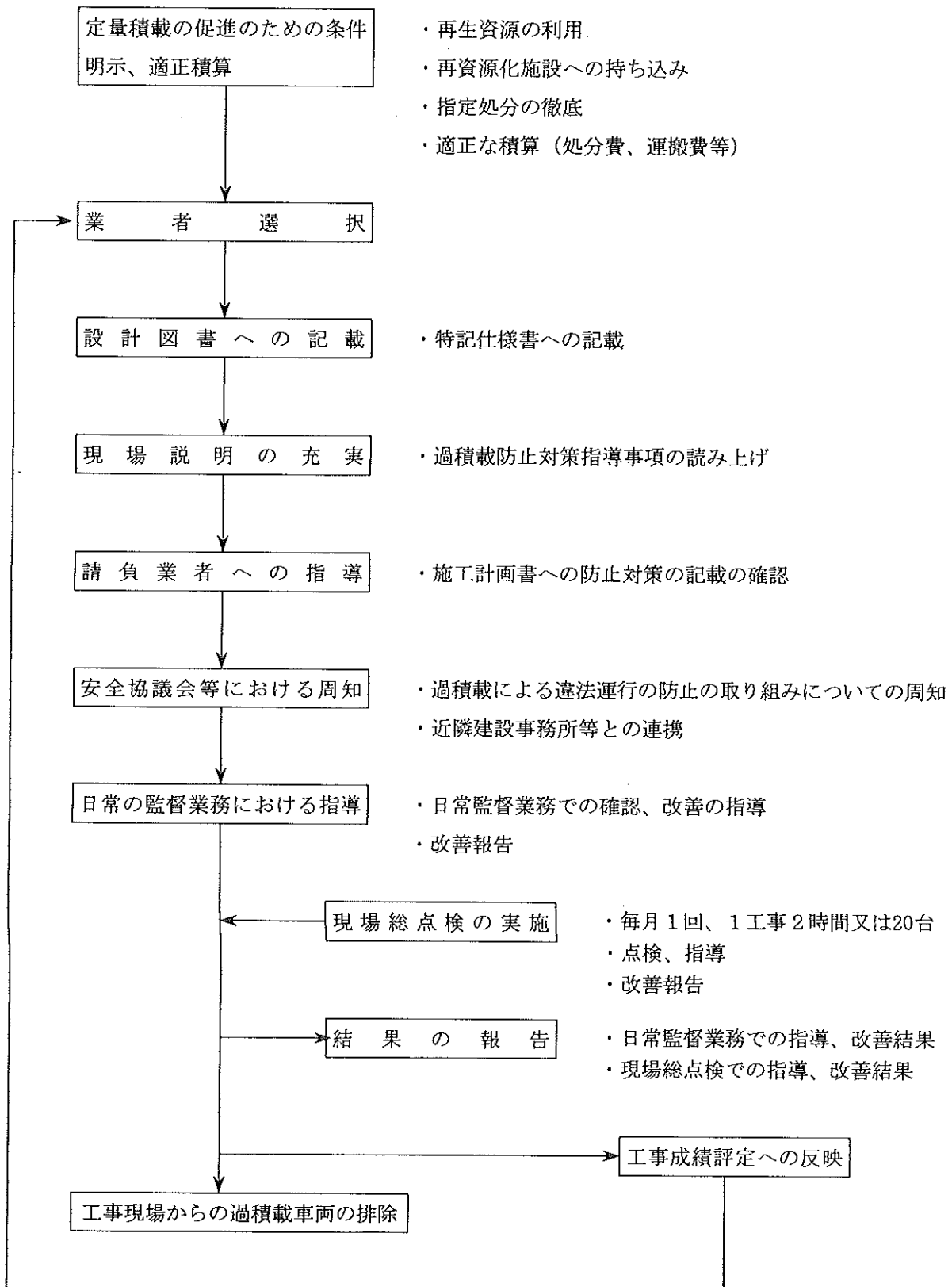
- 1) 日常の監督業務において、過積載車両を確認した場合及び現場総点検の結果は、月毎に各事務所できりまとめて、毎月10日までに提出する。

⑧ 工事成績評定について

「④ 日常の監督業務における指導」及び「⑥ 現場総点検の実施」において、改善の指導を受けた工事については、工事成績の評定に反映させるものとする。

(参考)

### 過積載による違法運行防止対策の実施要領フロー



【過積載と疑わしい車両の目安】

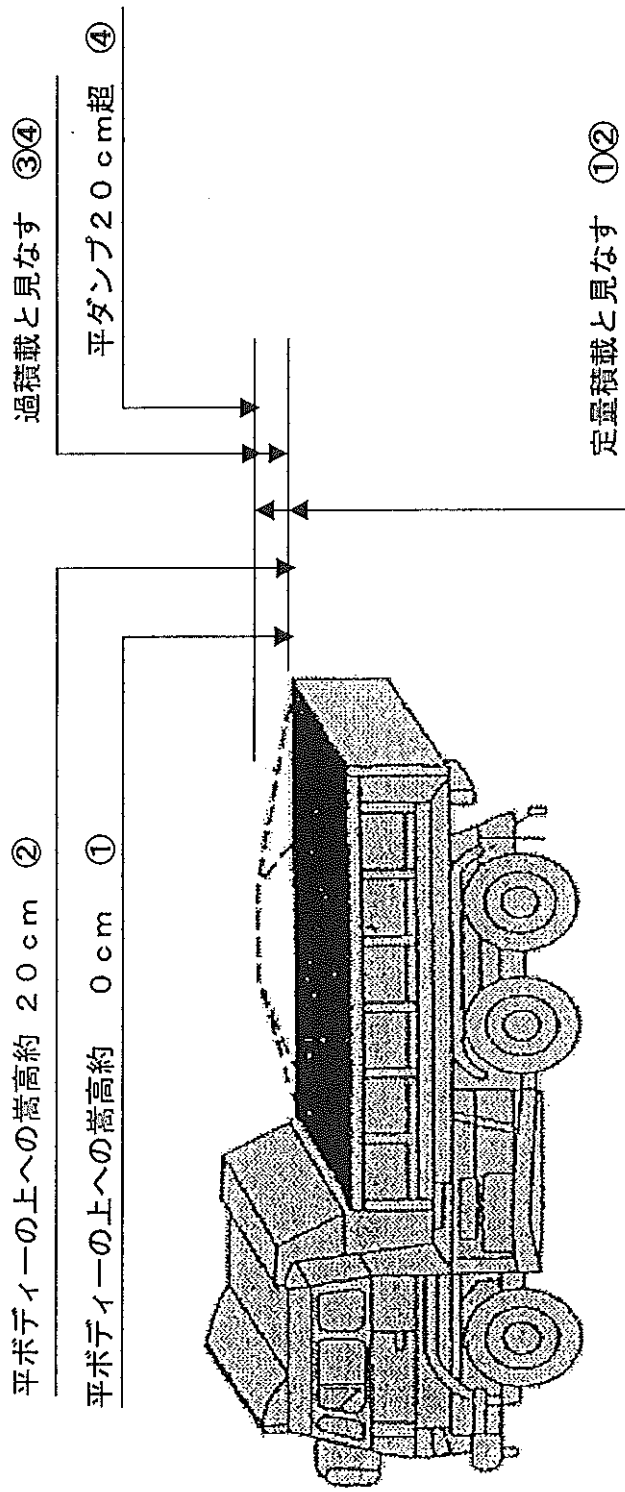
ダンプトラックのメーカー、車両により許容積載量に差異があるが、過積載の目安として、

① 土砂及び碎石・As 合材等の建設資材は、均した状態で平ボディーの嵩高いっぱいまで、

② As・Co 殻およびAs 切削殻は平ボディーの上への嵩高20cmまでは定量による積載とみなす。

ただし、土砂及び碎石・As 合材等の建設資材については、通常均した状態で運搬していない場合もあり、平ボディーの嵩高以上であつても均した場合の嵩高いっぱいまでと判断できるときは定量による積載と見なす。

なお、計測は目視によるものとする。



\* 過積載と見なすものについての程度

③ 0cmを超える(土砂及び碎石・As 合材等の建設資材)

④ 20cmを超える

参考資料

ダンプ規制法

(1) 許可条件等の表示 [第3条][第4条]

車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のダンプカー等（以下「大型ダンプカー」という。）の使用者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面に見やすいように表示することが義務付けられている。（図-2）

(2) 自重計の設置 [第6条]

大型ダンプカーの使用者は、積載重量を自動的に計量する装置（以下「自重計」という。）を取り付けることが義務付けられている。（図-3）

図-2 表示番号



図-3 自重計（アナログ指示機構の例）

